

		評価内容	評価点	加重点	配点
1	全体的な方針 及びマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○本業務委託の趣旨を理解し、本市の考えに沿ったシステム再構築が提案されている。 ○固定資産税等の評価及び賦課に当たり、必要となるシステムの位置付けが検討され、提案されている。 ○システムの開発に当たって、その手法、目標及び方針などが検討され、提案されている。 ○本業務委託の品質管理に関する考え方が明らかにされ、具体的な方法が提案されている。 ○協議内容等について相互に齟齬が生じない業務の進め方が提案されている。 ○工程やスケジュールの管理方法等が検討され、具体的に提案されている。 ○業務の進捗管理を行い、計画の修復や見直しの必要が生じた場合の対応が検討され、提案されている。 ○その他、特に評価すべき全体的な方針又はマネジメントに関する提案がされている。 	5	4	20
2	体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本業務委託全体を管理する責任者が設置されている。 ○管理、監督する者の指揮、命令、情報伝達など統制、管理が行き届く体制が提案されている。 ○各担当の役割の範囲が明確にされている。 ○各担当にまたがる業務や、いずれにも該当しない調整等の業務の役割が分担されている。 ○人事異動等があった場合などにおいても、混乱や遅延が生じない体制が提案されている。 ○その他、特に評価すべき体制に関する提案がされている。 	5	2	10
	事前調査等	<ul style="list-style-type: none"> ○新システムの設計に当たって必要となる現行システムや税務システム等の現状の調査について、積極的かつ主体的な調査方法が提案されている。 ○新システム導入後の運用が円滑かつ適切に行われるよう、現在のシステムや事務の運用に係る調査を積極的かつ主体的に行うことが提案されている。 ○システムの再構築の経験等から、特に注意を要する点や、重点的に調査を要する点を把握しており、抜かりない調査を行うことが提案されている。 ○その他、特に評価すべき事前調査に関する提案がされている。 	5	5	25
	コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税等の事務運用全体が想定され、システムとしてのコンセプトが整理されている。 ○円滑かつ正確な評価及び賦課に関する事務運用のため、システムの操作性や視認性の工夫に係る提案がされている。 ○土地評価と家屋評価が一体的に取り扱われ、効率的かつ適正な課税に資する工夫が提案されている。 ○その他、特に評価すべきシステムのコンセプトに関する提案がされている。 	5	4	20
	システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税等の適正な評価及び賦課のために必要となるシステムの機能が検討され、具体的に提案されている。 ○システムとして日々、週間、月間、年間及び基準年ごとの運用が想定され、適切な運用が可能となる機能等が提案されている。 ○新システムの運用及び保守の方法が具体的に検討され、現実的な提案がされている。 ○パッケージ化されたシステムを利用する場合、その概要、機能、特徴のほか、カスタマイズや追加すべき機能が具体的に提案されている。 ○市職員によるシステム運用が想定されている場合、その範囲とサポート内容が具体的に提案されている。 ○将来的に必要となるシステム保守の範囲が検討され、具体的に提案されている。 ○保守費用を含むランニング費用の圧縮のための工夫が提案されている。 ○その他、特に評価すべきシステムの機能に関する提案がされている。 	5	7	35
	テスト	<ul style="list-style-type: none"> ○テストの趣旨が明確にされ、テスト結果による品質の確保の方法が具体的に提案されている。 ○本運用開始までに必要となるテストの内容やその方法が検討され、具体的に提案されている。 ○本運用までのテスト実施期間が十分に確保されたスケジュールが提案されている。 ○その他、特に評価すべきテストに関する提案がされている。 	5	6	30
3	情報セキュリティ等	<ul style="list-style-type: none"> ○新システムが取り扱う個人情報の位置付けについて、適切な認識が明記されている。 ○新システム開発及び新システムの運用に際して、個人情報の保護に係る具体的な方向性が検討され、明記されている。 ○個人情報の保護のための具体的な対応策が明記されている。 ○セキュリティが確保されたシステム構築が検討され、具体的な方法が提案されている。 ○利用状況の監視や異常発見の仕組みが検討され、具体的に提案されている。 ○その他、特に評価すべきシステムの安全性及び個人情報の取扱いに関する提案がされている。 	5	6	30
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ○停電（瞬時含む）、機器故障及び通信障害など、何らかの障害が発生した場合の対策、対応が提案されている。 ○大規模な災害発生時の運用について提案されている。 ○システム開発及び本運用開始後のデータの破損等が生じた場合の復旧方法等が検討され、具体的に提案されている。 ○システム開発及び本運用開始後のハードウェア等に故障が生じた場合の復旧方法等が検討され、具体的に提案されている。 ○その他、特に評価すべき危機管理及び被害管理に関する提案がされている。 	5	6	30
4	利用環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○セキュリティが確保されたネットワークの構築が検討され、具体的な方法が提案されている。 ○アプリケーションの快適な利用のために必要となるハードウェア構成が検討されて提案されている。 ○ネットワーク環境の設定やセットアップ方法について検討され、具体的に提案されている。 ○ハードウェアの設定やセットアップ方法について検討され、具体的に提案されている。 ○その他、特に評価すべき環境の構築等に関する提案がされている。 	5	3	15
5	データ移行	<ul style="list-style-type: none"> ○データ移行に係る課題と対応策が検討され、具体的に提案されている。 ○税務システムとのデータ連携を踏まえ、データ移行後の取扱いに係る対応（件数確認やテストなど）が検討され、具体的に提案されている。 ○その他、特に評価すべきデータ移行に関する提案がされている。 	5	4	20
6	導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ○本運用の開始に必要な対応が検討され、具体的に提案されている。 ○充実した研修の実施が提案されている。 ○その他、特に評価すべきシステムの導入に係る支援に関する提案がされている。 	5	4	20
7	コンサルティング業務	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税等に係る豊富な経験、知識がある。 ○固定資産税等に係る経験、知識をもとにシステムの再構築が提案されている。 ○固定資産税等に係る経験、知識をもとにシステムの将来的な運用が提案されている。 ○その他、特に評価すべき固定資産税等に係る業務の改善や相談業務が提案がされている。 	5	3	15
8	価格	<ul style="list-style-type: none"> 以下の計算式により求めた点数とする。 20点 × 最も低額だった提案者の平成29年度から平成31年度までの見積額の合計 ÷ 提案者の平成29年度から平成31年度までの見積額の合計（小数点第1位を四捨五入したものとす。） 		20	20
		<ul style="list-style-type: none"> 原則として以下の計算式により求めた点数とする。ただし、提案内容や見積内容の差異により提案者別の比較が困難な場合は、評価者が右の点数以内で任意に点数を与える。 10点 × 最も低額だった提案者の平成32年度の見積額の合計 ÷ 提案者の平成32年度の見積額の合計（小数点第1位を四捨五入したものとす。） 		10	10
合計					300

評価方法

- ・ 評価項目1～7の審査に当たっては、原則として「秀・優・良・可・不可」の五段階で評価し、各項目の「評価点」として付与します。
- ・ 各項目の配点は、項目ごとの「評価点」に「加重点」を乗して算出するものとします。

- 【秀】 5点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素が多岐に及び極めて優れている場合
- 【優】 4点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素がある場合
- 【良】 3点：提案内容が要件を満たしており、現実的な評価に値する要素がある場合
- 【可】 2点：提案内容が要件を満たしているが、それ以上の加点要素が無い場合
- 【不可】 0点：提案内容が要件を満たしていない又は評価点を付与するに値しない場合

- ・ 要件を満たしているもののそれ以上の加点要素が無い場合を「可」に相当する基準点とします。
- ・ 提案内容が要件を満たしていない又は基準点を付与するに値しないと判断した場合については、その満たしていない内容を考慮し、各委員において、評価点を1点付与できるものとします。

集計方法

- ・ 最終的な各項目の点数は、各委員が採点した項目ごとの合計点数を委員の数で除した点数（平均点）とします。（合計300点満点）
- ・ 極端な意思をもって採点されていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、各項目の最高と最低の点数を不採用とする場合があるものとします。
- ・ 基準点及び加算点の趣旨を理解せずに採点されていたことが判明した場合は、すべての委員と協議し、当該委員の採点を不採用とする又は採点のやり直しを求める場合があるものとします。